

## 京都まなびの街生き方探究館消防設備点検仕様書

- 1 本業務の施行にあたっては、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令等を遵守すること。
- 2 施行対象施設 京都まなびの街生き方探究館
- 3 施行対象物件
  - (1)消防設備一式
    - ア. 消 火 栓 11基
    - イ. 消 火 器 27本
    - ウ. 非常電源専用受電設備
    - エ. 避難器具（救助袋）1基
  - (2)自動火災報知設備一式
    - ア. 受 信 機 P型1級
    - イ. 煙式感知器 25個
    - ウ. 差動式感知器 77個
    - エ. 定温式感知器 8個
  - (3)誘導灯一式
- 4 施行期間及び回数  
契約の日から令和9年3月31日までに2回施行すること。ただし、1回目は令和8年9月末日までに施行し、日程については当館と事前協議するものとする。
- 5 施行基準  
消防法施行規則等の基準に従い、消防用設備の構造、機能等に応じた外観点検及び機能点検を行うこと。なお、第2回目は総合点検も行うこと。
- 6 施行結果報告  
第1回は点検後1カ月以内に、第2回は令和9年3月31日までに報告書を各3部作成し、そのうち2部を所管各消防署へ、残り1部と消防署の届出印を受けた1部、合計2部を当館へ提出すること。
- 7 当仕様書に記載されている設備以外に、消防法施行規則等の基準上、点検すべき設備がある場合は当館へ報告すること。
- 8 その他
  - (1) 点検保守作業に際しては、作業者の所属会社名、氏名を明らかにし、所属長又は担当者の許可を受けるとともに、所属長又は担当者の立会いのもとに行うこと。
  - (2) 点検保守作業実施日は、事前に当館と日程調整のうえ、作業者名を当館へ連絡すること。
  - (3) 建物及び付属物を滅失又は破損することのないよう、細心の注意をもって点検保守作業にあたること。万一、事故が生じた場合は受託人の責任において賠償すること。
  - (4) 点検保守作業終了後は、電源電圧の確認、スイッチ類の位置、収納状態を再度確認することにより、必ず元の状態に復元しておくこと。
  - (5) その他詳細については、当館の指示によること。
  - (6) 再委託は不可とする。

### <見積書について>

- ・見積書の宛名は「京都市長」とし、提出日付を必ず記入してください。
- ・FAX（253-0878）で提出する場合、担当者氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号）を記載してください。

<担当者> 京都まなびの街生き方探究館 企画推進室 石井・秋本（TEL:253-0880）